

2014年5月29日

福島県知事
佐藤 雄平 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 阿部裕美子
同 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2014年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

13万人の避難者を県内外に抱えたまま震災・原発事故から3年3ヶ月が経とうとしています。県議団は5月19日、一年ぶりに福島第一原発を視察し、原発事故が収束とはほど遠い現状にあることを再確認しました。一向にめどが立たない増え続ける汚染水の対策、安全な収束・廃炉作業の前提となる熟練した技術者・労働者の確保や労働条件・労働環境の保障など現場は課題が山積しており、東京電力任せでなく“国が全面的に責任を負う体制”の構築が何より求められています。

しかしながら安倍政権は、4月11日に閣議決定した新しい「エネルギー基本計画」の中で原発を「重要なベースロード電源」と位置づけ、全国の原発再稼働のために福島原発の事故やその被害を「終わったこと」のように扱っています。原発事故を起こしてしまったことへの責任を放棄し、賠償や支援の線引き・幕引きで被災した県民に無用な分断や対立を押し付けることは決して許されません。

この間、福井地裁が大飯原発再稼働差し止めを命じる画期的な判決を出しました。福井地裁は、人格権が侵害される恐れがあるときはその侵害行為の差し止めを請求できると断言しており、国・電力会社・規制委員会はこの判決を重く受け止め全国の原発再稼働を即刻中止すべきです。

国政問題でも、多くの国民が「負担が重くなった」と実感している8パーセントへの消費税増税、安定した職に就きたいという願いに背を向け雇用を壊す労働者派遣法大改悪、安心して受けられる医療や介護を壊す「医療・介護総合法」をはじめとした全般的な福祉切り捨て、公約も国会決議も裏切るTPP参加など、安倍政権は国民生活の各分野で暴走に次ぐ暴走を重ねています。そのどれもが大災害からの復興に水を差すものであることを重く受け止め、県民に寄り添う立場で県として声を上げることが求められています。

以下、6月定例会に先立って具体的施策の実施を要望します。

一、安倍政権のすすめる「集団的自衛権行使容認」「教育改革」を許さないことについて

- ① 立憲主義を否定し、クーデター的な憲法解釈の変更で集団的自衛権行使を容認しようとする安倍内閣に対し、反対の意見をあげること。
- ② 教育委員会を国と首長の支配下に置き、教育の独立性と自由・自主性を損なわせ、特定の愛国心を押しつけ戦争する国づくりを狙い、さらに異常な競争主義を持ち込む教育改革を進めないよう求めること。

二、原発問題について

1. 国のエネルギー基本計画について

- ① 福島原発事故の教訓を踏まえて出された福井地裁の大飯原発再稼働差し止め判決を重く受け止め、川内原発をはじめとした全国の原発再稼働をやめるよう求めること。
- ② 原発を主要なエネルギー源とする、国の「エネルギー基本計画」を見直すよう求めること。
- ③ 福島第二原発の廃炉を改めて国と東京電力に求めること。

2. 事故原発の対応について

(1) 汚染水問題について

増え続ける汚染水の対策は世界の英知を結集して解決すべき最優先の課題です。安易な汚染水の放出ではなく、改めて放射能で海を汚さないという原則に沿った対応が求められます。

- ① 高濃度のトリチウムが検出された、タンク群の真下に位置する12番目の揚水井は閉鎖すること。
- ② 国の監視体制強化を求めると同時に、県の監視体制も強化すること。
- ③ 放出にあたっては、放射性物質の総量規制を行うよう国と東電に求めること。
- ④ 汚染水管理を徹底し、汚染の程度にかかわらず敷地内へも放出しないよう東京電力に求めること。

(2) 原発労働者への支援について

一日6千人もの労働者が敷地内で働いていることから、収束・廃炉作業にあたる労働者への支援がますます重要です。

- ① 危険手当が労働者の手元にわたるよう、引き続き国・東電に求めること。
- ② 県としても原発労働者の健康管理の促進に力を尽くすこと。
- ③ 死亡事故を繰り返さないよう原因究明と再発防止を求めること。
- ④ 収束・廃炉作業にあたる労働者を、国家公務員に準ずる待遇とするよう国に求めること。
- ⑤ 収束・廃炉作業にあたる人材育成制度の構築を国・東電に求め、被ばく限度を超えた技術者・熟練労働者が後進の教育に当たれるようにすること。
- ⑥ 増加する原発労働者の支援、東電・下請け企業の監督にあたる富岡労働基準監督

署の人員を増やすよう国に求めること。

(3) 国の役割の強化について

相次ぐトラブルの対応に国の姿が見えません。再稼働に前のめりの規制委員会、エネ庁の姿勢が問題です。

- ① 汚染水の海への放出に対してチェックする国の人員体制を強化し、県民に説明責任を果たすよう求めること。
- ② 福島原発の事故収束・廃炉作業は国の事業と位置づけ、福島第一原発現地で対策にあたる対策本部設置と人員の配置拡充を求めること。

3、除染の促進について

住宅除染完了が3月末で9万5千戸にとどまっており、除染の促進が求められています。

- ① 市町村除染の自治体ごとの全体目標を明らかにすること。除染が進まない原因を調査し問題別に対策をとること。
- ② 「調査にて完了」とされた住宅について、住民合意が図られた上での計上なのか市町村に確認し、住民の希望に応じて適切な除染が実施されるよう指導すること。
- ③ 除染の目標である年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下は空間線量を基準とし、原発事故の年に測定した空間線量を基準とする自治体の判断を尊重すること。フォローアップ除染については、年間追加被ばく線量1ミリシーベルトを堅持し除染方法を市町村が判断できるよう国に求めること。
- ④ 除染作業員の確保に向け、元請け下請け関係の適正化の仕組みを国に求め、県としても独自の仕組みを構築すること。
- ⑤ 除染作業員の労賃支払いの実態は設計単価には程遠い。特別地域の除染作業員に支払われる特殊勤務手当の削減を元に戻し、作業員を確保するとともに、適正な労賃と特殊勤務手当が支払われるよう、国が責任ある対策を講じるよう求めること。
- ⑥ 森林とため池の除染を早期に実施するよう国に求めること。
- ⑦ 中間貯蔵施設設置については最終処分場にされるのではないかと住民の当然の不安を重く受け止め、国が最終処分場の基本的考え方を示すよう求めること。予定地の確保にあたっては地権者の要望を尊重すること。

4、全ての被災者への完全賠償を求めることについて

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第4次追補は、被災者が被っている損害の実態を顧みないもので、県内被災者同士の対立と分断が生まれていることを踏まえ、以下の点を求めます。

- ① 精神的苦痛を受け続けている全県民に対する損害賠償を、改めて国と東電に求めること。
- ② 避難指示区域の解除後1年で賠償を打ち切るとした指針の見直しを国に求めるとともに、既に賠償が打ち切られた旧緊急時避難準備区域住民の困窮する避難生活

の実態を踏まえ、賠償の再開を国に強く求めること。

- ③ 故郷喪失慰謝料は帰還困難地域に限定しないこと。避難指示自治体単位を原則とすること。
- ④ 東電の勝手な賠償基準の変更で大幅な賠償金減額を通知された業者が生まれている実態を調査するとともに、再開できない事業者にこれまで通りの賠償が継続されるよう国と東電に求めること。
- ⑤ ADRが国の賠償指針の基準を超える和解案を示す事例が相次いでいることを踏まえ、同じ被害を被っている県民に和解案の内容が等しく賠償適用されるよう国と東電に求めること。

5、被災者支援について

避難生活が長期に及ぶ中で、生活上のあらゆる困難が拡大しています。また原発避難者だけでなく地震・津波の被災者を含め、生活と生業の再建が進まない現状を踏まえて以下の点を求めます。

- ① 仮設住宅及び借り上げ住宅の住み替えは、生活条件の変化に応じて認めるよう国に求めるとともに、災害救助法の実施主体である県の判断で認めること。
- ② 仮設住宅の入居期間延長について国は今後は自治体の判断としたことから、2015年3月以降も継続する方針を早期に示し避難者の不安を解消すること。
- ③ みなし仮設住宅入居者が仮設の対応期間を超えても継続して入居できるよう対応すること。
- ④ 復興公営住宅の建設を促進するとともに、避難指示解除準備区域の希望者も入居できるよう条件を緩和すること。
- ⑤ 工事単価の引き上げが住宅建設費の負担増を招いていることや、原発事故避難者でも津波で全壊した家屋は賠償されないことを考慮し、一部損壊も含め県独自の助成制度を創設し住宅の再建を支援すること。
- ⑥ 原発事故避難者の医療介護の負担金減免制度を来年3月以降も継続するとともに、現在の避難指示区域に限定せず、旧緊急時避難準備区域も延長を求めること。また津波、地震による被災者の減免制度の復活を国に求めること。
- ⑦ 孤独死を防止するため、避難者の見守りを強化すること。
- ⑧ 心のケアに当たる人員を増加し、避難者に寄り添った支援を進めること。
- ⑨ 要介護者の増加、うつ病などの新たな疾病の発症など、県民の健康状態の悪化が顕在化しつつあることから、子ども・被災者支援法に基づき全県民の医療費無料化制度創設を国に求めること。当面甲状腺検査の結果治療を希望する際の医療費は無料とすること。
- ⑩ 賠償の打ち切りの方向が強まり被災者に不安が広がっている。チェルノブイリの教訓にも学び、賠償にとどまらず長期にわたる生活支援策を国として構築するよう求めること。

三、福祉型県政への転換を

安倍政権がすすめようとしている「医療・介護総合法」や「国保の広域化」は、県が総合計画に掲げている「日本一の長寿県」、「日本一子育てしやすい県づくり」とは相いれないものです。県民の医療・福祉の充実を実現するための具体化を求めます。

1. 医療・介護について

- ① 医療・介護費用削減を目的にすすめられている「医療・介護総合法」は、これまで以上に「医療難民」「介護難民」を生みかねず、しかも県が達成目標の実施主体にさせられようとしています。国に対し、「医療・介護総合法」の撤回を求めること。
- ② 福島県の深刻な医師不足、医療供給体制のぜい弱な現状にかんがみ、一律のベッド削減を押し付けるのではなく、県内どこに住んでいても必要な医療が受けられる体制の構築をめざすこと。
- ③ 青年医師が県内の医療機関で働きやすい環境づくりに努め、特に緊急医師確保就学資金受給者への援助を強めること。
- ④ 県のがん対策推進条例に基づく事業計画を早期に策定すること。受診率が低下しているがん検診受診率向上に向けて、実施主体の市町村任せにせず県が県民運動として取り組み、思い切った財政支援を行うこと。
- ⑤ 福島医大に設置されたPET・MRIの活用を促進し、県民のがんの早期発見と治療に生かす体制を拡充すること。
- ⑥ 70～74歳の医療費の窓口負担1割から2割への負担増、介護サービス利用料1割から2割への負担増については、撤回を国に求めること。
- ⑦ 双葉地方の医療体制の再構築を支援するとともに、双葉地方以外の医療圏においても公的医療を充実させ、県民の医療の質向上に積極的な役割を果たすこと。引き続き医師・看護師などの医療スタッフの確保に力を尽くすこと。
- ⑧ 介護保険法の改悪によって、要支援者の介護サービスからの排除が現実のものとなっています。介護予防サービスの実施主体とされる市町村の財政状況によって、従前のサービスが維持できない事例が生まれかねないことから、県として実態把握に努め、県内どこでもこれまでどおりのサービスを受けられるよう市町村を支援すること。予防介護を重視するとともに、利用者・家族の実態や困難に即した介護保険サービスを提供できるようにすること。
- ⑨ 特養ホームの入所条件を要介護3以上に限定せず、要介護1・2でも必要を踏まえて入所できるようにすること。1万2千人にのぼる待機者解消のため、特養ホームを増設すること。
- ⑩ 国保税を引き下げ、県民の負担を軽減するためにも、市町村国保会計へ県が助成すること。短期保険証や資格証明書の発行をやめさせ、低所得者の保険料減免基準を緩和すること。国保に傷病手当・出産手当を新設すること。
- ⑪ 国保税滞納者に対し、主なる生活費である年金まで差し押さえる事例が県内各地で生まれるなど、徴税攻勢が強まっている。低所得者の生存権を侵害するような取立て方を改めさせるとともに、税や医療費の減免基準を緩和し利用しやすい制

度に改めること。

2. 生存権を保障する生活保護行政の充実について

- ① 生活保護費引き下げを撤回するよう国に求めること。
- ② 県や市町村窓口での「水際作戦」による受給制限をやめ、保護申請手続きの簡略化、申請者の尊厳を守れる措置を講じて、憲法で保障されている「生存権」を堅持すること。不正受給の住民監視を名目にした「ホットライン設置」を認めないこと。
- ③ ケースワーカーの増員を図ること。

3. 障がい者支援について

- ① 障がい者自立支援法に、重度障がい者が医療従事者との意思疎通が図れる入院時コミュニケーション支援サービスを創設し、診療報酬にも算定するよう国に求めること。
- ② 県聴覚障がい者情報提供施設に対し、運営費と家賃助成を拡充すること。
- ③ 透析医療機関を増設し、ベッド数を増やすこと。

4. 子育て支援について

少子化対策にとどまらず、県が総合計画に掲げている「日本一子育てしやすい福島県」を実現していくための環境整備を具体的に図ることが必要です。

- ① 子育ての公的責任を曖昧にし、この分野に企業の参入を進める「子ども・子育て支援法」の見直しを国に求めるとともに、法に基づく自治体の支援事業計画策定に当たっては、実態に沿って適切にニーズを把握し計画に反映させるよう市町村を支援し県の計画にも反映すること。
- ② 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境整備をすすめるために、県の各部局が連携して対応できる体制を整備し、県が支援する方針を明確に示すこと。
- ③ 若い世代が将来に展望を持って生活できるよう、正規雇用を増やすこと。
- ④ 安心して妊娠・出産できるよう産科・小児科医師の確保を支援し、県立子ども病院の設置をすすめること。
- ⑤ 子育てしながら働き続けられる環境を整備し、保育所や学童保育所の待機児童の解消を図ること。県内事業所にも理解と協力を求めること。
- ⑥ 保育士の正規雇用を増やし、学童指導員の待遇改善を図り、保育の質と安全を担保できるようにすること。
- ⑦ 市町村の学童保育条例化にあたっては、県として基準を策定し必要な支援策を講じること。
- ⑧ 子どもが放射線被ばくの問題を正しく理解し、自ら身を守る行動が取れるよう学習機会を保障するとともに、子育て中の若い世代に対しても、行政が放射線被曝の不安に向き合い、正しい理解に基づく行動を促すための学習の機会を増やすこと。

四、教育行政の充実を

- ① 震災・原発事故から3年が経過する中で、子どもと保護者の心のケア対策が求められています。正規教員の増員を図るとともにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、学校司書、養護教諭など専門職を増員配置すること。
- ② 県の特別支援教育計画を見直し、特別支援学校の新增設や改修を促進すること。
- ③ 親の経済条件で学ぶことをあきらめる子どもを出さないよう、給付型奨学金制度の創設・拡充を国に求めるとともに、県として制度の抜本拡充を行うこと。

五、雇用対策について

政府の労働法制改悪は、「生涯派遣」「正社員ゼロ」「残業代ゼロ」など、国が自ら雇用の不安定化をすすめるものです。

- ① 国の労働法制改悪に反対すること。正社員が当たり前となるよう、県内企業にも協力を求め、中小企業が正社員を雇用しやすくなるしくみを県として講築すること。
- ② 県としていわゆる「ブラック企業」の実態を調査し公表すること。
- ③ 中小企業支援を講じつつ、最低賃金を時給1000円以上に引き上げるよう国に求めること。
- ④ 緊急雇用対策をはじめ、復興関連事業を県内企業に優先発注するとともに、心のケア対策、介護、保健・福祉関連のスタッフを正規職員で確保できるよう市町村を支援すること。
- ⑤ 公契約条例を制定すること。
- ⑥ 本県の復旧・復興にかかる膨大な事業量を担う県、市町村職員を大幅に増員すること。国による公務員の定数管理を改めさせること。

六、県内産業の支援について

1. 農林水産業の支援について

2014年の国際家族農業年に安倍内閣は、連綿と営まれてきた家族経営農業を否定し、企業と大規模農家が8割を担う農業構造づくりを「農政改革」の名ですすめています。生産調整やコメ政策、農地政策、農協・農業委員会制度など総合的な見直しで地域農業を根底から破壊することは許されるものではありません。財界、大企業の求めに応じ農地を明け渡すごまかしの「改革」を打ち破り、原発事故で大打撃を受けた本県農業を本格的に再生させるための対策が求められます。

- ① 農業・農村が農産物自由化などで痛めつけられ、後継者が育たず高齢化した農業者によって維持されている状況を招いた現状を直視し、国の農政全般にわたる「改革」に反対し、本県の基幹産業である農業の真の再建を進めること。
- ② 農地中間管理機構については、農業委員会の排除を行わず十分な意見を聞くよう市町村に周知し、優良農地において大企業が主体の大規模農業生産法人への集約で農村解体や中山間地の荒廃をまねかないようにすること。

- ③ 所得補償と価格保障を組み合わせた制度の創設で、食料自給率の向上を図るよう国に求めること。米の直接支払交付金の削減は交付金に依存してきた大規模農家経営を直撃し担い手をつぶすことから、県としてこれに反対すること。
- ④ 中山間地の直接支払制度を守ること。
- ⑤ 食糧主権を守る立場で、改めてT P Pからの離脱を求めること。
- ⑥ 放射能で汚染された農地の再生のため、農地の一筆調査を国に求めるとともに、民間団体が実施している調査を県の農政に積極的に活用する立場で取り組みを支援すること。
- ⑦ 国・県が行う全袋検査だけでは十分に不安が払拭されない取引がある場合、民間が自主的に行う米の再検査費用を県として助成すること。
- ⑧ ため池の除染方針を早期に示すよう国に求めること。
- ⑨ 試験操業が続く本県漁業の再建に向け、漁獲全量検査を基本とする徹底した検査体制を構築するとともに、風評被害の払拭に努めること。
- ⑩ 本県漁業の本格操業を実現するためにも、放射能で海を汚さないことを原則とした抜本的な汚染水対策を国と東電に求めること。

2. 中小企業支援について

- ① 消費税を価格に転嫁できず苦境に立つ中小業者を県として支援するとともに、復興をさまたげる消費税について、更なる増税を中止し当面5パーセントに税率を戻すよう国に求めること。
- ② 中小業者の仕事興しにつながる住宅リフォーム助成制度を県として創設すること。その際、県産材の活用を促進し県内林業の振興を合わせて図ること
- ③ 商店のリフォーム支援は中心市街地の空店舗に限定せず一般商店にも適用すること。
- ④ 被災した中小業者に対し、グループ補助金や二重債務解消制度の周知を図り、積極的に事業の再開を支援すること。

七、再生可能エネルギーの推進について

- ① 地産・地消型の発電や地域主導型の発電を支援し、県内中小企業の仕事興しと雇用拡大につなげるよう具体化を図ること。
- ② 省エネ住宅の普及・促進制度を拡充すること。
- ③ 研究拠点の整備については、真に県内の中小企業支援と県民に役立つものとする
- ④ 災害復旧・復興事業は、県内地元企業への発注を基本にすすめるとともに、異常な資材高騰に対しては国へ規制を求めること。

以 上